令和４年（行ウ）第１８号　埋立地用途変更・設計概要変更不承認処分に対し国土交通大臣がなした裁決の取消請求事件

原告　東恩納琢磨　ほか１７名

被告　国（処分行政庁　国土交通大臣）

原告第８準備書面の要旨

２０２５年３月４日

那覇地方裁判所民事第２部合議Ａ係　御中

１　本書面では、前回期日において裁判所より説明を求められた原告適格に関する論点（第９回口頭弁論調書参照）及び被告準備書面２及び同３について、原告らの主張を述べています。

２　今回、意見書（甲６２）を作成された福井秀夫教授は、２００４年行訴法改正に携わり、本件訴訟や類似訴訟においても数回意見書を作成されています。  
　昨年５月に福岡高裁那覇支部において下された判決は、概ね福井教授の意見書を採用したものとなっており、その理論的正当性は同判決において証明されているといっても過言ではありません。

３　本意見書は、改正法を踏まえた原告適格の根本原理について、項目１から３までにおいて述べられています。  
　そして、項目４から６では、埋立法との関係における原告適格論が、立証の程度との関係も踏まえて記載されています。  
　項目７においては、先に触れた昨年５月の高裁判決を踏まえて、承認撤回を取り消す裁決を争う場合の原告適格について述べた上で、項目８において、本件で問題となっている設計概要変更申請に対する不承認を取り消す裁決を争う場合の原告適格について述べられています。  
　項目９においては、本意見書の要点が述べられており、項目１０においては法と経済学などの知見も含めた多角的な視点で原告適格論について考察されています。

　　原告は本意見書を参考にしつつ、裁判所から釈明があった事項、そして被告の主張に対する反論を行なっています。

４　裁判所の釈明の際に触れられている被告による準備書面３の１８頁「２」から２８頁までの主張は、本件変更不承認処分の事由が原告らの主張する利益と関係しないことを指摘していますが、この点は行訴法９条２項の明文に反しており、誤りであります。  
　同条項は「裁決の根拠となる法令」について考慮することこそ求めていますが、「処分の事由」について考慮することは求めていません。  
　被告による準備書面３の１８頁「２」から２８頁までの主張のどこをみても、行訴法９条２項の定めから、どのような理屈で「本件変更不承認処分が保護しようとした利益の範囲を前提とすべき」と考えているのかは、やはり判然としません（現に、被告準備書面３の１８頁「２」から２８頁までを改めて読み返しても、行訴法９条「１項」についての言及はありますが、同法条「２項」についての言及はありません。）。

５　その上で、＜釈明事項①＞本件において、行訴法９条２項にいう『裁決の根拠となる法令の規定』につき『本件裁決に係る本件変更不承認処分の根拠法令である』と解すべきか否か－についてみます。  
　ここでいう「処分の根拠法令」が「埋立法全般」を指しているということであれば、それは原告の主張の前提となるものですが、ここでいう「処分の根拠法令」が「本件変更不承認処分の理由において形式的に挙げられた個別の条項」という意味でとらえられているのであれば、原告としてはそのように解すべきでないと考えています。  
　その上で、＜釈明事項②＞①のように解した場合に、その根拠法令を『埋立法１３条ノ２第１項並びに同法４条１項１号及び２号』と解すべきか否か－についてみます。  
　上記のとおり、「処分の根拠法令」は「埋立法全般」でみるべきです。  
　行訴法９条２項が、「法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする」と定めていること、「当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たつては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌」すると定めていることからして、『埋立法１３条ノ２第１項並びに同法４条１項１号及び２号』という形で限定的に解するのは、ここで指摘した行訴法９条２項の文言に真っ向から対立することになります。  
　その上で、『埋立法１３条ノ２第１項並びに同法４条１項１号及び２号』というのは、本件不承認処分がその理由において形式的に掲げたにすぎない条項であって、実質的にはそれ以外の条項を考慮していると読めるときには、まさに「法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする」という行訴法９条２項の定めにしたがって、その射程を広げるべきであり、広げるに際しては「当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たつては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌」すべきとしていることから、処分の根拠法令に限らず、それ以外の関係法令をも参酌すべきということになります。  
　本件についてみれば、埋立法の趣旨及び目的並びに埋立法において考慮されるべき利益の内容及び性質をも考慮されるべきということになり、当該法令と目的を共通する関係法令として、例えば環境基本法や航空法等の趣旨及び目的までも参酌すべきということになります。  
　それゆえ、根拠法令を『埋立法１３条ノ２第１項並びに同法４条１項１号及び２号』と解するのは、行訴法９条２項の定めに真っ向から反するものとなるのであって、採用されるべきではありません。

６　上記に加え、原告は被告準備書面２及び３について反論しています。  
　ここで指摘しておきたいのは、被告準備書面３「第２」の部分についてです。  
　被告は同部分において「本件裁決が変更承認申請に対する処分を問題とするものであること及び本件変更不承認処分に対する審査を行うべきものであるから、本件裁決の原告適格の範囲は当初の埋め立て承認の範囲より相当限定されたものとなる」としています。  
　しかし、このような被告の主張は、行政事件訴訟法９条１項の「処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。」（下線は引用者による）という文言に明らかに反しています。  
　被告の主張は、原告適格を検討するに際し、当該裁決の直接の効果を考察するかのごとき誤った解釈を行なっているものと言わざるを得ません。行政事件訴訟法９条１項は、あくまで「当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者」としているのであって、このような解釈は同条項に明らかに反しています。  
　その上で、本件裁決が取り消されればどのような効果が生じるかを検討します。  
　この点については、被告自身が、被告第３準備書面２３頁において「（沖縄県が行った）本件変更不承認処分は、沖縄防衛局を名宛人として、本件承認処分により沖縄防衛局に付与された埋立てを適法に実施し得る地位を前提に、事業の完遂のために必要な範囲・事項につき、その一部を変更する内容の本件変更承認申請を棄却した処分」であるとして、変更承認がなければ本件事業が完遂しないことを認めています。  
　このように、本件訴訟によって仮に本件裁決が取り消されるということになれば、本件計画自体が完遂できなくなるのであって、これによる法律上の利益は原告ら全員に及ぶのは明らかです。  
　本件訴訟では、この点にこそ着目されるべきであって、それとは異なり、「本件裁決が変更承認申請に対する処分を問題とするものであること及び本件変更不承認処分に対する審査を行うべきものであるから、本件裁決の原告適格の範囲は当初の埋め立て承認の範囲より相当限定されたものとなる」という被告の主張は失当です。

７　本件については、福井教授による意見書を提出しました。被告の方から反論等がなされることになるかと思いますが、現実的に、少なくとも本件原告ら全員について原告適格が認められないという結論にはなり得ないと思われます。  
　本件は、２０２２年（令和４）年に提起された事件です。２０２３（令和５）年５月９日の最高裁判例（本判例については原告ら第２準備書面を参照されたい）に照らし、原告適格論のみで審理が長期化することを避け、速やかに本案審理に移行すべきであって、仮に被告から本案についての主張がないのであれば、それを前提に判決が下されるべきであると考えます。

以　上